

広報筑西「ピープル」掲載基準（平成31年5月）

1. 広報紙への掲載が可能な記事

- ① 筑西市が実施する事業
- ② 筑西市と団体等が協働で実施する事業（共催・後援）
- ③ 〃（委託）
- ④ 〃（実行委員会が実施する事業のうち筑西市が委員等で参加する事業）
- ⑤ 筑西市以外の官公庁の事業
- ⑥ 公的団体が実施する無料相談等（例・弁護士会による無料法律相談）
- ⑦ 上記以外のもので、公共性が高く、市民に広く周知すべき事業

※文化協議会や体育協会等の加入団体等が主催し、誰でも参加できるものなど

※掲載の優先順位は上記番号順となります。

※紙面の都合により掲載できない場合もあります。

2. 広報紙への掲載ができない記事

- ① 政治活動や宗教活動、反社会的活動、公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの
- ② 広報紙の公共性、中立性、品位を損なうおそれのあるもの
- ③ 商行為等、営利を目的とするもの
- ④ 第三者の人権や権利を侵害する恐れのあるもの
- ⑤ 直接会員募集に結びつくもの
- ⑥ ①～⑤に関連したり、連想させたりするもの
- ⑦ 年度内で同一記事の再掲載
- ⑧ 上記以外のもので、担当課（関係する課）が掲載できないと判断したもの

3. その他

【スポーツの結果について】

- ・スポーツの結果は、筑西市長杯及び県大会以上の規模（市町村近隣大会、県西地区大会等は不可）で3位以上の成績を掲載します。掲載を希望する場合は、各種団体等からの掲載依頼と同様をお願いします。

【各種団体等及び外部機関等からの掲載依頼について】

- ・各種団体等からの掲載依頼は、広報広聴課を案内するのではなく、担当課（関係する課）が受け付け、掲載依頼書を作成し、広報広聴課に提出してください。
- ・郵送やメール等で広報広聴課に届いた外部機関等からの掲載依頼は、関係すると思われる部署に転送いたします。内容を精査し、各課で判断のうえ、広報広聴課に掲載依頼書の提出をお願いいたします。また、掲載依頼をいただいても掲載できない場合があります。その際は、担当課から依頼先に連絡するようにお願いいたします。

【表彰者の掲載について】

- ・国や県など、官公庁からの表彰者を掲載します。